

第5章

子ども・子育て支援施策

基本 目標

I

安心して子どもを産み育てることができるための 支援

1 安心して妊娠・出産ができる環境の整備（第2章2課題(1)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 本市の周産期死亡率は、平成21年から平成24年までは、全国や福島県と比較し高い傾向にありましたが、平成25年には福島県を下回り、改善傾向にはあるものの、依然として全国より高い割合となっています。また、全出生中の低出生体重児（出生体重が2,500g未満）は、年々増加傾向にあります。
- ▶ 晩婚化等に伴い、ハイリスク妊産婦の割合や周産期死亡率が高くなっていることから、安心して子どもを産み育てられるよう、プレママ・プレパパクラスの開催、親子健康手帳(母子健康手帳)交付事業、妊婦相談、妊婦健康診査等を通じて、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠・出産に不安を持つ人が気軽に相談できる機会の提供に取り組んでいます。
- ▶ 産前産後の心身の負担や育児不安を生じやすい時期にヘルパーを派遣し子育て家庭を支援するほか、新たに出産直後の母子への心身のケアを行う産後ケア事業等を実施しています。
- ▶ 不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成しているほか、県の事業と連携し不妊や不育症に関する専門相談にも対応しています。
- ▶ このほか、出産を奨励・祝福するとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境整備や、子どもの健全育成に寄与するため、出産支援金支給事業や赤ちゃん絵本プレゼント事業を実施しています。

【具体的施策の展開】

(1) 妊娠・出産への支援

周産期死亡率等の低下に向けて、思春期から継続して健康な母体づくりを働きかけるとともに、安全な妊娠・出産ができるよう、身体的・精神的・経済的な支援の充実を推進していきます。また、子どもの虐待予防や育児不安の解消が図れるよう、保護者同士の交流の場を設けるとともに、父親の育児参加等を含めた保健事業を展開していきます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 親子健康手帳（母子健康手帳）交付事業	妊娠届をした妊婦に親子健康手帳（母子健康手帳）を交付し、妊娠・出産・育児期において母と子の一貫した健康管理を推進します。	こども家庭課
2 妊産婦相談	親子健康手帳（母子健康手帳）交付時や電話相談等により、妊娠・産後の経過に応じた個別相談及び支援を行います。	こども家庭課
3 妊婦健診事業	母体及び胎児の異常の早期発見・早期治療を図るため、妊婦一人あたり14回の妊婦健康診査費用を補助します。	こども家庭課
4 産後ケア事業	出産後、育児不安や体調不安があり、家族などから支援を受けられない場合、助産所における母体の保護・保健指導等のサービスを提供します。	こども家庭課
5 出産支援金支給事業	出産を奨励・祝福するとともに、出産に係る経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に寄与するため、出産支援金を支給します。	こども家庭課
6 赤ちゃん絵本プレゼント事業	出産を祝福するとともに、乳幼児期における絵本の読み聞かせを通じ、親子のふれあいの大切さを伝え、健全育成の促進に寄与するため、絵本をプレゼントします。	こども家庭課
7 おっぱい相談（授乳支援）事業	妊産婦及び乳幼児に対する健康相談・教育・健康診査の訪問指導等を実施します。また、思春期対策、妊娠・出産・不妊への支援、育児不安対策を行うとともに、母乳育児の確立や育児不安の軽減を図るため、助産師の知識・専門性を活用したおっぱい相談を行います。	こども家庭課

項目		事業内容	担当課等
8	妊産婦・新生児訪問指導	妊婦、産婦、新生児（生後 28 日以内）を対象に、保健師・助産師が家庭訪問し、相談や妊娠・産後の経過に応じた保健指導を行います。	こども家庭課
9	いわきっ子健やか訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後 4 か月にいたるまでの乳児のいるすべての家庭を対象に保健師や助産師などによる家庭訪問を実施します。また、様々な不安や悩みを聞き、適切なアドバイスを行うとともに、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握に努めます。	こども家庭課
10	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	こども家庭課
11	乳幼児訪問指導	育児不安の軽減や育児指導のため、保健師が家庭訪問をします。	こども家庭課
12	産後の母子に対する支援	出産後まもなく、家事や育児が困難となっている核家族等の母子を対象とした支援を推進します。	こども家庭課
13	プレママ・プレパパクラスの開催	妊娠・出産・育児に関する知識を身につけながら、他の妊婦との交流により楽しく子育てができるよう開催します。また、両親ともに子育てに臨めるよう父親の参加を促します。	こども家庭課

(2) 不妊等への支援

不妊や不妊治療に関する情報提供を充実させるとともに、気軽に相談できる体制づくり及び専門的相談への対応の充実を図ります。また、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、経済的負担の軽減のための取組みを推進していきます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	不妊・不育症総合相談	不妊及び不育症に関し、検査や治療のこと、身体や精神的な悩みなどに関し、気軽に相談できるよう PR や相談体制を充実します。	こども家庭課
2	不妊治療等への経済的支援	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成します。また、不育症に関する県の相談や治療費助成について周知します。	こども家庭課

2 就労と子育ての両立支援（第2章2課題(2)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 国では、一人ひとりが心身ともに健康かつ喜びに満ちた人生を送るため、仕事と、家事・出産・育児などの家庭生活や趣味、地域における活動などが調和した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組みが進められています。
- ▶ 平成 19 年 4 月に改正男女雇用機会均等法が施行され、性別により差別されることのないよう規定の明確化・強化が図られるとともに、男性にも対応する内容に改正されました。また、母性保護の観点から妊娠等の理由による不当な取り扱いの防止についても強化が図られました。
- ▶ 国による平成 25 年度雇用均等基本調査（確報）の結果では、育児休業取得率は女性が 83.0%、男性が 2.03%となっています。男女ともに育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、男性の取得率は依然として低い状況にあります。
- ▶ 平成 25 年度実施のニーズ調査（就学前児童保護者）では、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 7.6%、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 32.3%など、女性が子育てが一段落して再就職を希望しても、就職先が見つからなかったり、再就職が難しい状況があることから、女性の継続的な就業を支援するための取組みを進めていく必要があります。
- ▶ 本市の出生率は減少傾向にあるものの、市民のライフスタイルの変化、職業・就労形態の多様化などに伴い、様々な保育サービスの充実が求められてきたところであり、低年齢児の保育ニーズをはじめ、乳児保育や、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など計画に掲げた整備目標に沿った形で各事業の充実を図ってきました。
- ▶ 東日本大震災以降、双葉郡町村からの避難児童の受け入れも行っていますが、引き続き、市外の利用者のニーズにも応えていく必要があります。
- ▶ 子ども・子育て支援新制度では、地域における保育・教育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらずすべての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供する必要があります。
- ▶ 子どもの学校行事など、子育てに関連した年次休暇を取得することを推奨していく必要があります。

【具体的施策の展開】

(1) 多様な教育・保育環境の整備

ライフスタイルの変化や就労形態の多様化に対応した、教育・保育サービスの充実を推進していきます。また、近年、高まる低年齢児の保育ニーズに対応するため、民間活力等を活用しながら、乳児保育、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育環境の整備に努めていきます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	乳児保育事業	就労と子育ての両立を支援するため、0歳児の保育を実施します。	こども支援課
2	延長保育事業	就労等の事情により、通常の保育時間に子どもの送迎ができない場合に、保育時間を延長して保育を実施します。	こども支援課
3	一時預かり事業	ア 幼稚園における一時預かり 保護者の就労等の事由により、幼稚園に在籍している園児を当該幼稚園の教育時間を超えて預かります。 イ 保育所における一時預かり 保護者の就労等の事由により、家庭において保育することが一時的に困難になった子どもを、保育所において一時的に預かります。	こども支援課
4	休日保育事業	保護者が仕事などで日曜日・祝日に家庭で保育ができない場合に、市内在住の就学前児童を対象に実施します。	こども支援課
5	病児・病後児保育	病気の回復期にあり、普段通っている保育所や幼稚園に通うことができない児童を病児・病後児保育室等で一時的に預かります。	こども支援課
6	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業であり、依頼会員が必要なときに利用できるよう協力会員との均衡を図りながら、会員の確保に努めます。	こども支援課
7	放課後児童クラブの充実	就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学校等の児童に対して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、健全育成を図ります。	こども支援課

項目		事業内容	担当課等
8	公立保育所における土曜日午後の保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、公立保育所における土曜日午後の保育の実施拡大を推進します。	こども支援課
9	利用者支援事業	地区保健福祉センターにおいては、新規に利用者支援事業として、利用者支援専門員を配置し、子育て世帯が保育所や幼稚園、子育て支援サービス等を適切に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行います。また、新規事業であることから、広報紙や市ホームページをはじめ、各種メディアを活用し、広く市民に広報・周知することで利用の促進を図ります。	こどもみらい課
10	障がい児保育・統合保育の充実	障がいの程度に応じて保育士、幼稚園教諭の配置を適切に行い、保育所、幼稚園における障がい児の受け入れの充実に努めます。	こども支援課
11	保育所・幼稚園の園庭開放	地域の子育て家庭に身近な遊び場を提供するため、保育所や幼稚園の園庭開放を推進し、市のホームページ等で周知します。	こども支援課
12	私立認可保育所委託費	新制度において、私立認可保育所に対し、国基準に基づき、委託費を支払います。	こども支援課
13	私立幼稚園施設型給付費	新制度において、新制度に移行した私立幼稚園に対し、施設型給付費を給付します。	こども支援課
14	認定こども園施設型給付費	新制度において、認定こども園に対し、施設型給付費を給付します。	こども支援課
15	地域型保育事業	新制度において、認可した「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」等の地域型保育事業者に対し、地域型保育給付費を給付します。また、家庭的保育事業等に従事する家庭的保育者に対する研修を行います。	こども支援課
16	地域保育施設事業費補助金	地域保育施設（認可外保育施設）の入所児童の処遇の向上及び福祉の増進を図るため、地域保育施設に対し、入所児童の健康診断経費及び教材等購入経費の一部を助成します。	こども支援課
17	幼稚園就園奨励費補助金	経済的負担の軽減を図るため、所得等に応じて、新制度に移行しない私立幼稚園については、引き続き、授業料の全部又は一部を免除します。	こども支援課

項目		事業内容	担当課等
18	私立幼稚園運営費補助金	子育て支援及び私立幼稚園の健全な発展と振興を図るため、 運営費や教育・研修 に要する費用の一部を補助します。	こども支援課
19	幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の認可と指導監督の体制整備	子ども・子育て支援新制度においては、幼保連携型認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の認可と指導監督権限が新たに付与されたことから、適切な方法で行えるよう体制の整備に努めます。	こどもみらい課
20	児童福祉施設の福祉サービス第三者評価事業の実施検討	児童福祉施設について、福祉サービスの質の向上を図るため、第三者評価機関による評価の実施について検討します。	こども支援課

(2) 子育てしやすい雇用環境の整備

仕事と子育てを両立し、父親も母親とともに子育てしやすい環境を整備するため、育児休業制度等の普及推進等を中心に進めていきます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	育児休業制度の普及推進	「産業及び雇用動向調査」の実施において、企業の育児休業取得状況の現状を把握し、調査結果を市ホームページに公表すること等により、育児休業制度の取得促進を図ります。また、仕事と家庭環境の両立を 目的に、国の関連助成金制度について、市ホームページに掲載することにより 、事業者への周知を図ります。（次ページの「国の助成金制度」参照）	商工労政課
2	子育て女性等の就労支援	ハローワークの「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」では、子連れでも安心して相談ができる環境を整えており、子育てが一段落し再就職を希望する女性や、育児と家庭の両立を望む人の職探し等を応援する場が創出されていることから、積極的に利用されるよう、市のホームページに案内を 掲載し、周知を図り ます。	商工労政課

	項目	事業内容	担当課等
3	ワークライフ バランスの 意識の浸透	仕事と生活のバランスのとれた働き方の重要性と有用性について、企業や市民への浸透を図ります。	男女共同 参画センター
4	女性医師等 就業支援事業	女性医師等が子育てをする場合に就業しやすい環境を整備するため、医療機関内に設置されている保育所が休日や夜間等の時間外に保育を行う場合にその費用の一部を助成します。	地域医療 対策室

国の助成金制度

ア 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育所を事業所内に設置、増築などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成

イ 子育て期短時間勤務支援助成金

小学校3年生修了までの子どもを養育する子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて出た場合、事業主に支給する。

ウ 中小企業両立支援助成金

次の内容に当てはまる中小企業事業主に助成金を支給する。

- 代替要員確保コース
 - ・育児休業を終了した労働者を、原職または原職相当職に復帰させる旨の取り扱いを就業規則などに規定
 - ・休業取得者の代替要員を確保
 - ・休業取得者を原職または原職相当職に復帰させる
- 期間雇用者継続就業支援コース
 - 次に当てはまる中小企業事業主に支給。
 - ・期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則に規定
 - ・期間雇用者の育児休業取得者を原職または原職相当職に復帰させ、6か月以上継続して雇用
 - ・両立を支援する制度の内容の理解や利用促進のための職場研修を実施
- 育休復帰支援プランコース

労働者と面談のうえ、「育休復帰プランナー」の支援を受け、「育休復帰支援プラン」を作成し、プラン対象者が、3か月以上の育休取得、原職復帰後6か月以上の継続雇用がなされた場合に支給

エ キャリア形成促進助成金

雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練等の実施等を行う事業主・事業主団体に助成。

- 育休中・復職後等能力アップコース
 - ・育児休業中、復職・再就職後の能力アップのための訓練等を実施した事業主に支給

3 男女共同参画の推進（第2章2課題(3)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 本市においては、男女共同参画社会の実現に向け、平成23年1月から平成28年3月までを推進期間とする「第二次いわき市男女共同参画プラン」を策定し、子育て講演会の開催、市男女共同参画審議会の開催、男女共同参画講座等の開催などを行っています。
- ▶ 一方、ニーズ調査において、家事・育児のすべてにおいて妻の負担の割合が大きいという結果が出ています。
- ▶ 家庭は男女が協力して築いていくこと及び子どもを生み育てることの意義については、改正育児・介護休業法の施行などもあり、以前よりは協力の形が浸透していますが、引き続き、関係機関の連携等により、普及・啓発を図っていく必要があると考えます。

【具体的施策の展開】

(1) 男女共同参画による子育ての推進

男女共同参画に関する各種の広報・周知や、学校等での男女平等教育の推進等を通じて意識啓発に努めます。特に、**子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った啓発を積極的に行います。**

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 子育て講演会の開催	子育て家庭を対象に、子育てをテーマとした講演会を開催することにより、男女がともに協力して行う子育ての推進を図ります。	子育てサポートセンター
2 親子健康手帳（母子健康手帳） 交付事業 再掲	親子健康手帳（母子健康手帳） を交付時に、妊婦に対して父親の育児参加を踏まえた保健指導をするとともに、夫に対しても育児参加の啓発を図ります。	こども家庭課
3 プレママ・プレパパクラスの開催 再掲	父親となる夫の参加促進を図り、夫の育児参加の啓発を図ります。	こども家庭課
4 男女共同参画情報紙の発行	市男女共同参画情報紙「Wing」の発行により、家庭における男女の責任共有や子育てにおける男女共同参画の啓発に努めます。	男女共同参画センター
5 男女共同参画講座等の開催	男女共同参画に関する講座等の開催により、家庭における男女の責任共有や子育てにおける男女共同参画の啓発に努めます。	男女共同参画センター

項目		事業内容	担当課等
6	市男女共同参画審議会 の開催	有識者等の委員から構成される審議会において、本市の男女共同参画プランにおける各種施策の総合的推進のため、審議を行います。	男女共同参画センター
7	学校におけるジェンダーにとらわれない 男女平等教育の推進	男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などを指導する教育を推進します。	学校教育課

基本 目標 II

子どもが乳幼児期から成人になるまで、ひとしく、
はつらつ、すこやかに育まれるよう支援

1 子どもの人権尊重の推進（第2章2課題(4)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 要保護児童等の適切な保護等を図るため、平成21年2月に「市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待防止の体制整備に努めています。
- ▶ 福島県浜児童相談所で受け付ける児童虐待の相談受付件数は、増加傾向にあり、地域で子どもを守る対策の強化が必要とされます。
- ▶ 全国では、小学生が身勝手な大人の手にかかり、命を奪われる事件が起こっています。社会全体で、子どもたちを大切に見守っていく機運を醸成するなど、子どもを支える仕組みづくりについて検討していく必要があります。
- ▶ 子どもの人権を守るために、子どもの主張を尊重し、子ども一人ひとりを大切にしたい教育や保護者、地域社会への意識啓発等が必要です。

【具体的施策の展開】

(1) 子どもの権利尊重に関する意識の醸成

「子どもの権利に関する条約」に基づき、子どもの主張を尊重するとともに、子どもを大切に育てる社会をつくるため、子どもの人権に関する啓発等を積極的に推進していきます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	子どもの人権啓発活動	行政や市民が一丸となって子どもの人権を擁護する観点から、関係機関との連携により、子どもの権利に関する啓発活動を推進します。	こども家庭課

(2) 児童虐待防止体制の整備

育児不安等のストレスなどを原因として虐待につながるケースも少なくないことから、可能な限り周囲がサポートできるよう、児童虐待防止の意識啓発を推進するとともに、児童虐待の早期発見・早期対応だけでなく、虐待を受けた子どもの保護や、家庭への支援など総合的な児童虐待防止対策を推進します。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 いわきっ子健やか訪問事業 再掲	生後4か月にいたるまでの乳児のいるすべての家庭を対象に保健師や助産師などによる家庭訪問を実施します。 また、様々な不安や悩みを聞き、適切なアドバイスを行うとともに、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握に努めます。	こども家庭課
2 育児不安対策事業	子育て中の親子を対象に、「育児不安の解消」「子育てに関する理解の促進」「育児の孤立を防ぐ」等を目的とした教室を開催します。	こども家庭課
3 小・中・高の児童生徒と保育所等の入所児童との交流	総合的な学習の時間を中心として、乳幼児とふれあう楽しさを味わい、将来の育児不安や虐待の予防を図ります。	学校教育課 こども支援課
4 家庭相談員等の配置	家庭における児童の養育問題について、家庭相談員を5地区保健福祉センターに配置するほか、主任児童委員や民生児童委員と連携し、児童虐待やドメスティック・バイオレンスに対する相談体制の充実を図ります。	こども家庭課
5 児童虐待防止のためのネットワークの推進・強化	児童虐待の早期発見、再発防止を図るため、関係機関による連携を推進するとともに、虐待されている児童もしくは虐待の疑いのある児童やその保護者に対して、関係機関による対応力の強化を図ります。	こども家庭課 子育てサポートセンター
6 リーフレットの配布等による啓発	リーフレットの配布等により、児童虐待防止の啓発を図ります。	こども家庭課
7 福島県浜児童相談所との連携	18歳未満の児童について一般家庭・学校などからあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう、福島県浜児童相談所と連携し、援助指導などの支援の充実を図ります。	こども家庭課

2 子どもの健全育成（第2章2課題(5)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 子どもの健全育成を図る上で、公民館、学校等の社会資源及び子育てに関する活動を行う地域ボランティア、子ども会等を活用した取組みを進める必要があります。
- ▶ いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮等、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」を中心に、関係機関が連携し、いじめ問題対策の強化等に取り組むなど、切れ目のない支援を行う必要があります。
- ▶ 近年、心身症や不登校、引きこもり、思春期やせ症をはじめとした思春期特有の心の問題が深刻化し、大きな社会問題となっています。

【具体的施策の展開】

(1) 子どもの健全育成

公民館、学校等の社会資源及び子育てに関する活動を行う地域ボランティア、子ども会等を活用した取組みを進めるとともに、いじめや不登校への対策、非行防止活動など、関係団体との連携により、安全・安心な地域社会づくりに努めます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 いわき・わくわく「しごと塾」事業	公民館、学校、PTA、地域団体など、子どもたちの育ちに関わる様々な関係機関が協働で、子どもたちの好奇心が湧き上がってくるように地域の魅力に触れる学びの体験の機会を提供することで、郷土に対する誇りや地域社会とのつながりに対する意識を醸成し、いわきの復興、未来を担う人材を育成します。	生涯学習課
2 青少年教育講座の開催	ジュニアリーダーの育成のみならず、小学生のさまざまな体験活動や野外活動の機会の提供を増やし、次世代を担う子どもたちの健全育成を推進するため、「青少年教育講座」を開催します。	生涯学習課
3 青少年ボランティア事業	市内の青少年にボランティアや体験活動の場を提供し、その意識向上や、思いやり・奉仕の心などの精神面の充実を図ります。	生涯学習課

項目		事業内容	担当課等
4	青少年自然体験活動事業	小・中学生を対象とした野外活動等の交流事業を通して、社会性や協調性を養うなど、青少年の育成に努めます。	生涯学習課
5	子ども会育成会への支援	子ども会を通じた青少年の健全育成を図るため、子ども会育成会の活動を支援します。	生涯学習課
6	スポーツ少年団への支援	スポーツ活動を通じた青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援します。	文化・スポーツ課
7	子育てに関するボランティア活動の推進	子育てに関するボランティアや団体等を育成し、その活動等を支援するとともに、情報提供に努めます。	市民協働課 こども支援課
8	青少年の健全育成	青少年の非行防止・早期発見を目的とした街頭補導などの地域活動を推進します。	生涯学習課
9	児童虐待防止のためのネットワークの推進・強化 再掲	児童虐待の早期発見、再発防止を図るため、関係機関による連携を推進するとともに、虐待されている児童もしくは虐待の疑いのある児童やその保護者に対して、関係機関による対応力の強化を図ります。	こども家庭課 子育てサポートセンター
10	いじめ問題対策の強化	全国的に深刻ないじめの問題に対応するため、「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」を中心に、関係機関が連携し、いじめの防止や早期発見に努めます。	学校教育課
11	相談体制の強化	子どもが気軽に 不安や不満を話せるよう 相談体制を充実し、ストレスを和らげ、一人ひとりがゆとりを持って学校生活が送れるよう環境整備に努めます。	総合教育センター
12	青少年及び心身の発達に遅れのある子ども等に対する相談支援等の実施	非行、いじめ、不登校等の青少年の学校生活及び社会生活における問題、心身の発達に遅れがある子どもに対し、電話もしくは面接によって相談に応じるなど適切な指導、助言等を行います。	総合教育センター 学校教育課

項目	事業内容	担当課等
13 屋内遊び場の整備・管理運営	福島第一原子力発電所事故の影響により、屋外での遊びに不安を持つ保護者とその子どもたちが、天候に左右されず、のびのびと安心して遊べる場の確保を目的として、地域バランスを考慮し、市内3か所に屋内遊び場を整備して管理運営を行います。 ○いわき海竜の里センター内 「いわきっず るんるん」 ○いわき市石炭・化石館（ほるる）内 「いわきっず もりもり」 ○いわき市立南部アリーナ内 「いわきっず ふるふる」	こども支援課



いわき市石炭・化石館（ほるる）内
「いわきっず もりもり」
（所在地 常磐湯本町向田 18 番地の 2）

3 健康な子どもを育てるための支援（第2章2 課題(6)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 現在、市内5箇所で、地域子育て支援拠点事業を実施し、子どもと保護者が気軽に交流できる場や子育てに関する相談・情報提供を行っている他、各種保健事業等を通じて子どもの健康や子育てに関する情報の提供に取り組んでいます。
- ▶ 私立幼稚園においても、「子育て支援活動の推進」として、親子に対し幼稚園教諭による相談等を行っています。
- ▶ 子育てサポートセンターにおけるプレイルームの開放、保育所・幼稚園の園庭の開放、つどいの場づくりの推進等を通じて親子がともに、様々な人と交流や、豊かな体験ができる場・機会を増やしてきました。
- ▶ 親又は子どもに健全な食習慣を身に付けてもらうため栄養士等による食育の推進、離乳食教室、歯の衛生週間におけるみがき残しチェック、歯科教室等に取り組んでいます。
- ▶ また、事故防止啓発事業、予防接種事業、応急手当講習会等子どもの疾病予防・事故防止対策を実施しています。
- ▶ 子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるように、関係機関と連絡を強化し、小児医療提供体制のさらなる充実を図ることが課題となっています。
- ▶ 子育て情報の発信については、官民の情報を総合して、わかりやすく発信していくことが大切であり、「いわき地域情報総合サイト（いわきあいあい）」の活用などについて検討していきます。
- ▶ 本市の幼児のうち蝕病者率は、全国及び中核都市平均と比較して高い状況にあります。このため乳幼児期における適切な歯科保健対策の強化が求められています。

【具体的施策の展開】

(1) 子育てに関する相談・情報提供の充実

子育てに関する様々な情報をタイムリーに提供できるよう、相談窓口の明確化や子育てに関する情報の一元管理など、子育て家庭が利用しやすい形での情報発信に努めるとともに、より身近な地域や子育て中の保護者同士による気軽な交流の場において、情報交換が図られ、育児スキルの向上や、育児不安の解消ができるよう努めます。

また、子育て等の不安や悩みに早期に対応できる相談体制の強化に努めます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場を提供し、交流を促進するとともに、子育て等に関する相談・情報提供を行います。また、子育てサポートセンターとの連携を図りながら、事業のPRや内容の充実を図ります。	こども支援課
2 総合相談窓口の充実 ※利用者支援事業は当面は4か所（平、小名浜、勿来、常磐）であり、内郷の子育てサポートセンターと併せて、総合相談窓口を充実させていきます。	各地区保健福祉センター及び子育てサポートセンターは、市民誰もが気軽に子育ての相談ができるよう子育てサービス等の情報を整理するとともに、関係機関との連携により、的確な支援の充実を図ります。 子育てサポートセンターは、特に療育相談の専門窓口として必要な支援を行うほか、地区保健福祉センターにおいては、新規に利用者支援事業として、利用者支援専門員を配置し、子育て世帯が保育所や幼稚園、子育て支援サービス等を適切に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行います。	子育てサポートセンター、各地区保健福祉センター（H27は平、小名浜、勿来、常磐）
3 保育所・幼稚園における相談機能等の充実	すべての保育所や幼稚園において、地域の子育て家庭から相談等を受けられるような体制整備を推進します。	こども支援課
4 乳幼児訪問指導 再掲	育児不安の軽減や育児指導のため、保健師が家庭訪問を実施します。	こども家庭課
5 いわきっ子健やか訪問事業 再掲	生後4か月にいたるまでの乳児のいるすべての家庭を対象に保健師や助産師などによる家庭訪問を実施します。 また、様々な不安や悩みを聞き、適切なアドバイスをを行うとともに、子育て支援に関する情報を提供します。	こども家庭課
6 母子健康相談	母子の健康の保持増進のため、育児に関する相談に応じ、育児不安の解消・母親同士の交流を図るとともに、健診後フォローの必要な子どもに対し、適切な支援を行います。	こども家庭課

項目		事業内容	担当課等
7	母と子に関する 電話相談	子どもの身体発育、発達、病気、子育てに関する悩みなどに各地区保健福祉センターの保健師が随時電話等で相談を受け付けます。 また、口腔に関することには保健所の歯科衛生士が随時対応します。	こども家庭課
8	親子健康手帳（母子健康手帳）交付事業 再掲	親子健康手帳（母子健康手帳）への子育て等に関する情報掲載の充実を図ります。	こども家庭課
9	家庭相談員等の配置 再掲	家庭における児童の養育問題について専門の家庭相談員や母子自立支援員、女性相談員による相談体制の整備を図り、子育て家庭の相談を行います。	こども家庭課
10	子育て情報の発信	「いわき地域情報総合サイト（いわきあいあい）」の活用を積極的に推進するなど、民間の情報サイトを活用し、子育てに関して市や団体等が発信している情報を集約し、適時適切に提供することにより、子育て情報の充実を図ることについて検討します。また、乳幼児を持つ保護者が来所する機会が多い場所等に情報誌等を設置し、市内の子育て支援活動の有効利用ができるようにします。	こどもみらい課 こども家庭課
11	「総合教育センターだより 街路樹」における特別支援教育の周知	年5回「特別支援教育から」という欄で、発達障害など、特別な支援を必要とする子どもたちへの留意事項等を、市内公立小中学校教員へ紙及びHPで周知します。	総合教育センター
12	福島県浜児児童相談所との連携 再掲	18歳未満の児童について一般家庭・学校などからあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう、福島県浜児児童相談所と連携をし、援助指導などの支援の充実を図ります。	こども家庭課

(2) 子育ての相互支援と仲間づくりの推進

子育ての相互支援を行うファミリー・サポート・センター事業のさらなる充実を図るとともに、育児不安を解消し、育児を楽しむことができるよう子育て親子の仲間づくりへの支援などを推進していきます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 乳幼児健康診査 再掲	同年代の多くの親子が集まる健康診査の場において、親同士の交流、親子のふれあいの機会を提供します。	こども家庭課
2 育児不安対策事業 再掲	子育て中の親子を対象に、「育児不安の解消」「子育てに関する理解の促進」「育児の孤立を防ぐ」等を目的とした教室を開催します。	こども家庭課
3 子育てサポートセンタープレイルーム開放	子育て中の親子に対し、ふれあい、交流、仲間づくりの場として、プレイルームを開放します。	子育てサポートセンター
4 子育てわいわいひろば	2,500g 未満で出生したおおむね1歳までの乳児とその母親を対象に、母親同士の交流や情報交換、相談の場を提供します。	子育てサポートセンター
5 家庭教育講座	公民館事業として、乳幼児から中高生を持つ子育て家庭を対象とした家庭教育に関する講座の充実に努めます。	生涯学習課
6 保育所・幼稚園の園庭開放 再掲	地域の子育て家庭に身近な遊び場を提供するため、保育所や幼稚園の園庭開放を推進します。	こども支援課
7 公立保育所開放事業	保育所や幼稚園等の日中活動場がない児童と保護者は、放射線量の影響で外遊びに不安を感じ、家に閉じこもりがちになっている状況にあるため、各地区の公立保育所の遊戯室等を週1回開放し、子育て親子が安心して遊べる場所を提供します。	こども支援課
8 いわき・わくわく「しごと塾」事業 再掲	公民館・学校・PTA・地域団体など、子どもの育ちに関わる様々な関係機関が協働で、子どもたちの好奇心が湧き上がってくるように地域の魅力に触れる学びの体験の機会を提供することで、郷土に対する誇りや地域社会とのつながりに対する意識を醸成し、いわきの復興、未来を担う人材を育成します。	生涯学習課

項目		事業内容	担当課等
9	ファミリー・サポート・センター事業 ^{再掲}	児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業であり、依頼会員が必要なときに利用できるよう協力会員との均衡を図りながら、会員の確保に努めます。	こども支援課

(3) 生活習慣の基礎づくりに向けた支援

子どもの時期から正しい生活習慣を身に付けるため、妊婦及び乳幼児期の子どもを持つ保護者に対する健康教育の充実を図り、生活習慣の確立のための支援をしていきます。

また、学校・家庭・地域など多様な主体と連携を図りながら、乳幼児の保護者やこれから子どもを持つ保護者になる世代に加え、広く市民を対象とした正しい生活習慣に関する知識の普及啓発を推進していきます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	「健康いわき 21」の推進	市民の主体的な健康づくりの推進を図るため、社会全体で市民の健康づくりに取り組むための計画「健康いわき 21」を推進します。	保健所総務課
2	乳幼児健康診査 ^{再掲}	定期健康診査の時期にあわせ、生活習慣の大切さや規則正しい生活習慣、メディアとの関係等についての指導及び個々の子どもの状況に応じた個別相談の充実を図ります。	こども家庭課
3	いわきっ子・いきいき健やか食育教室（幼児期・学童期）	家庭の食育を支援するため、幼児及び児童とその保護者が親子で楽しく学習する機会を提供します。	保健所 地域保健課
4	学校・保育所等における食育の推進	保育所・幼稚園・学校・学校給食共同調理場において、保護者や地域と連携した食育の推進に取組みます。	こども支援課 学校教育課 学校支援課
5	離乳食教室	正しい食習慣の基礎づくりの第一歩として、離乳食のすすめ方等について学習する機会を提供します。	こども家庭課
6	歯の衛生週間におけるみがき残しチェック	小学生を対象として、口腔衛生意識や技術の向上を図るため、磨き残しのチェックやはみがき指導を実施します。	学校教育課

項目	事業内容	担当課等
7 歯科教室（「歯ピカリ教室」、「かわいい歯を大切に」）	歯科衛生士により、好ましい歯の健康習慣を身につけるための健康教育を推進します。	保健所 地域保健課
8 メディアとの適切なかかわりに関する普及啓発の推進	テレビやビデオ等のメディアに長時間接することがもたらす、子どもの心身への影響について、乳幼児の保護者や児童生徒及びその保護者に対し、母子保健・学校保健において、意識の啓発を図ります。	こども家庭課 学校教育課
9 受動喫煙防止対策の普及・啓発	喫煙が健康に及ぼす悪影響について、禁煙週間における取組み、小・中学校、高校等での健康教育の実施や出前講座等により、知識の普及・啓発を図ります。	保健所 地域保健課

(4) 疾病予防・事故防止対策の推進

疾病予防対策としては、予防接種事業を推進するとともに、乳幼児健康診査や健康教育の充実により、疾病予防・健康増進に関する情報提供等に努めます。また、**転倒や誤えん、水の事故、交通事故などの事故を防ぐための**具体的対策の推進を図っていきます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 予防接種事業	予防接種法に基づいた予防接種を実施するとともに、接種率の維持・向上を図ります。	保健所 地域保健課
2 乳幼児健康診査 再掲	精密健康診査の実施により、疾病の早期発見を行う。また、診察や保健指導により疾病予防健康増進に努めるとともに、医師等との連絡会の開催により、従事者の資質向上を図ります。 1歳6か月及び3歳児では歯科健康診査を実施し、フッ化物利用に関する啓発・相談等についても行います。	こども家庭課
3 保育所等定期健康診断	保育所や幼稚園の入所児童に対し、年2回の定期健康診断、年1回の歯科健康診査を実施します。	こども支援課
4 応急手当講習会	応急手当の普及講習会等を実施し、子どもの急病や事故に対する応急処置について普及啓発を行います。	消防本部 警防課

項目		事業内容	担当課等
5	健康相談・健康教育	各種健康相談や健康教育において、乳幼児突然死症候群（SIDS）やかかりつけ医づくりの推進など、健康増進・疾病予防に関する保健指導を実施します。	こども家庭課
6	事故防止啓発事業	乳幼児健康診査等の機会や、親子健康手帳（母子健康手帳）への情報掲載により、屋内外の様々な事故防止の意識啓発を図ります。今後はより多くの機会に事故防止の意識啓発・対策を推進します。	こども家庭課

(5) 小児医療の充実

子どもが地域において、安心して医療サービスを受けられるように、関係機関と連携を強化し、小児医療提供体制や周産期医療体制の整備等のさらなる充実を図ります。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	休日夜間急病診療所	休日及び夜間における一次救急医療を確保するため、軽症の急病患者に対し内科・小児科の診療を行います。	地域医療対策室
2	休日救急歯科診療所	休日の救急患者に対して応急的な歯科診療を行うと共に、同所において一定の技術を要する障がい者歯科診療を行います。	保健所総務課
3	休日在宅当番医制	休日の昼間における軽症の急病患者の診療を各地区の医療機関が分担して実施します。 また、小児専門医療機関が毎日曜日、当番で診療を行っているほか、泌尿器科及び眼科の専門医療機関も診療をします。	地域医療対策室
4	周産期医療体制の整備	ハイリスクの妊産婦や新生児を、母体胎児集中治療管理室や新生児集中治療管理室を有する施設に収容し、出産前後の母子の医療を提供します。	保健所総務課
5	医療提供体制支援事業	市内において不足している特定診療科（小児科、産科等）を再開、または新設する場合に、診療室の改修などの施設整備や医療機器などの購入に要する費用の一部を助成します。	地域医療対策室

項目		事業内容	担当課等
6	乳幼児医療費助成事業	乳幼児の疾病又は負傷の治療を促進し、保健の向上を図るため、乳幼児の医療費の一部を助成します。	保健福祉課
7	子ども医療費助成事業	小学校1年生から18歳までの子どもの通院・入院にかかる医療費助成を行います。	保健福祉課

4 乳幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進（第2章2課題(7)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 増加傾向にある発達障がい等がある子どもに対する支援を適切に行うため、乳幼児健康診査での早期発見に努めるとともに、子育てサポートセンターで、主に乳幼児期の発育発達面に問題をもつ子どもや障がい児等に関する相談・支援や、プレイルームの開放等子育てに関する支援を行っています。
- ▶ あそびの教室、訪問指導、地域療育等支援事業、療育支援地域連絡会議、障がい児保育研修、障がい児との交流保育の推進等相談から療育まで継続した支援体制を進めています。
- ▶ 子育てサポートセンターは、主に乳幼児期の発達支援に対応し経過情報等を把握していますが、就学後は支援主体が学校となり、担任教諭や総合教育センターなどが支援を行っていますが、引き継ぎをはじめ、就学後の切れ目ない支援をより強化するため、保護者の承諾等を前提とした情報の共有と、子育てサポートセンターにおける就学後の連携体制づくりも進めていく必要があります。

【具体的施策の展開】

(1) 障がいの早期発見・相談

子どもの障がいの早期発見に努めるとともに、保護者等の相談に的確に応じ、適切な療育機関に誘導するなど、早期に発達支援を受けることができるよう、子どもとその保護者を支援していきます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	乳幼児健康診査 再掲	定期的に健康診査を実施し、障がいの早期発見に努めるとともに、各種相談会や関係機関の連携による健康診査後のフォロー体制の充実を図ります。また、医師との連絡会開催等により、健康診査の従事者の資質向上を図るとともに、未受診者への対応を充実します。	こども家庭課

項目	事業内容	担当課等
2 乳幼児発達観察相談	小児科医師、精神科医師、心理判定員、理学・作業療法士等専門家の診察及び相談により、子どもの発育発達を促すための支援方針を決定するとともに、それに基づき、各種相談会や療育指導、療育機関の紹介を行います。 今後はできるだけ早期に障がいを発見し、療育支援に結び付けられるよう事業の充実を図ります。	子育てサポートセンター
3 巡回療育相談	市内3か所（公民館、支所、子育てサポートセンター）を会場に、発達の気になる子どもの早期発見を目的として、障がいや発達上の問題に関する相談に各種専門家が応じます。また、関係機関と連携を図りながら適切に継続的に支援します。	子育てサポートセンター
4 障がい児保育判定・次年度入所児相談会	保育所等における統合保育（特別に支援を有する子どもと有さない子どもとの集団保育）を行うにあたり、障がい児保育専門委員等による指導助言、相談等を行い、障がいの早期発見と乳幼児の成長・発達を促進します。また、市立幼稚園の次年度入園予定児に対しては、市統合保育専門委員による判定相談を実施します。	子育てサポートセンター こども支援課
5 気軽な育児、療育相談と支援	子育てサポートセンターは、気軽に育児の相談に応じるほか、特に療育相談の専門窓口として、必要な支援を行います。	子育てサポートセンター

(2) 障がいのある子どもの**教育・保育・療育**の充実

障がいのある子どもが、ライフステージに合わせた適切で幅広い療育支援が受けられるよう、子育てサポートセンター、療育機関などの各関係機関が連携を図りながら、一貫した療育支援を提供できる体制づくりを推進していきます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 乳幼児発達観察相談 再掲	小児科医師、精神科医師、心理判定員、理学・作業療法士等専門家の診察及び相談により、子どもの発達発達を促すための支援方針を決定するとともに、それに基づき、各種相談会や療育指導、療育機関の紹介を行います。 今後はできるだけ早期に障がいを発見し、療育支援に結び付けられるよう事業の充実を図ります。	子育てサポートセンター
2 巡回療育相談 再掲	市内3か所（公民館、支所、子育てサポートセンター）を会場に、発達の気になる子どもの早期発見を目的として、障がいや発達上の問題に関する相談に各種専門家が応じます。また、関係機関と連携を図りながら適切に継続的に支援します。	子育てサポートセンター
3 経過観察児相談会	継続した発達確認、支援が必要な子どもや言語発達に問題をもつ子どもに対して、心理判定員、言語聴覚士、保健師等による助言指導を継続的に実施します。	子育てサポートセンター
4 あそびの教室	子どもの発達・行動上の問題に対して、集団あそびを通して子どもの発達を促します。また適宜、発達検査・個別相談を行い、適切な療育へ結び付けていきます。	子育てサポートセンター
5 訪問指導	発達・発達に問題をもつ児童 及び長期にわたる治療を必要とする子ども に対し、保健師等が家庭・幼稚園・保育所を訪問し、個々のケースに応じた支援を実施します。	子育てサポートセンター
6 ペアレント・トレーニング事業	親が子どもの持つ特性を理解し、子どもへの対応の仕方について学び、親子の日常生活がより穏やかに送れるようサポートします。	子育てサポートセンター

項目	事業内容	担当課等
7 療育相談指導事業	長期にわたる治療を必要とする子どもと家族を対象に、家族同士の交流を図りながら、医師等による療養生活相談、助言、精神的支援を行います。	子育てサポートセンター
8 障がい児保育研修	障がい児保育に関する研修会の開催等により、保育所や幼稚園における障がい児の受け入れ体制の整備充実を図ります。	子育てサポートセンター
9 発達学習会の開催	障がい児保育にたずさわる職員やその保護者が、子どもの障がいの特性や問題行動について理解を深め、適切な関わりを知るための学習会を開催します。	子育てサポートセンター
10 療育支援地域連絡会議	専門療育機関を含む各関係機関の連携をさらに強化するため、連絡会議を開催し、意見や情報の交換等を行います。	子育てサポートセンター
11 障がい児との交流保育の推進	母子訓練センター等に通所している障がい児を保育所や幼稚園で受け入れる交流保育を推進します。	こども支援課
12 障がい児保育・統合保育の 充実 再掲	障がいの程度に応じて保育士、幼稚園教諭の配置を適切に行い、保育所、幼稚園における障がい児の受け入れの充実に努めます。	こども支援課
13 特別支援教育の充実	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の実現を図るため、各学校に支援員を配置し、 特別支援教育の充実に努めます。	学校教育課
14 市立学校特別支援教育推進事業	教員向けの専門研修や支援員等の配置、保護者対象の研修会により、教育環境の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーターが中心となり、学校全体で支援をする体制を整備します。さらには、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携して、相談体制の充実を図ります。	学校教育課
15 児童発達支援	地域の障がい児やその家族、また保育所等の施設に通う障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導などを行います。	障がい福祉課

項目		事業内容	担当課等
16	地域療育等支援事業	在宅心身障がい児（者）に対して、ライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児（者）施設の有する機能を活用し、巡回相談、訪問健康診査等により療育機能の充実を図ることで、地域の在宅心身障がい児（者）及びその家族の福祉の向上を図ります。	障がい福祉課
17	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対して、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	障がい福祉課
18	放課後等デイサービス	学校に通っている障がい児の学校終了後に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	障がい福祉課
19	入浴サービスの利用機会確保	医学的ケアを要する在宅の重度障がい者の障害福祉サービス事業所における入浴サービスの利用機会を確保するため、生活介護事業所における看護師等の増員及び処遇の向上を図り、生活介護事業所において入浴サービスを提供します。また、重度障がい児に対する入浴サービスについても、当該生活介護事業所において併せて実施することにより、障がい児者のライフステージにおいて一貫した支援を実施できる体制とします。	障がい福祉課
20	広報啓発の推進	幼少期から障がい者に対する正しい理解と認識を身につけるため、小学生を対象とした福祉の副読本の配布、障がい者週間に行う行事、授産品の紹介などにより福祉教育のさらなる充実を図ります。	障がい福祉課
21	出前講座の実施	小・中・高校生向けに出前講座「みんなで考えよう～障がい者のふくし～」を行い、障がいに対する理解や障がい者福祉に関する広報啓発に取組みます。	障がい福祉課

5 生きる力を育む教育の推進（第2章2課題(8)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことの無い親が増加していること等、家庭の育児力の低下してきているといわれています。
家庭は、子どもが未来をひらいていくための基盤であり、家庭教育の充実を図るため、子育て講習会の開催、家庭教育講座の開催、「子育て学習」の開催等に取り組んでいます。
- ▶ また、放課後や週末に地域や家庭で過ごす時間が増えたことから、体験活動等を通じて「生きる力」を身に付けさせるため、農山漁村体験事業、ジュニアリーダー学級、青少年ボランティア事業、青少年自然体験活動事業、文化・体育施設等の開放等に取り組んでいます。

【具体的施策の展開】

(1) 家庭教育の推進

家庭における教育向上のため、子育てサポートセンターや地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、学校、公民館等の関係機関が連携し、子どもの成長段階に応じた家庭教育を推進していきます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	地域子育て支援拠点事業 再掲	子育て親子の交流の場を提供し、交流を促進するとともに、子育て等に関する相談・情報提供を行います。また、子育てサポートセンターとの連携を図りながら、事業のPRや内容の充実を図ります。	こども支援課
2	保育所・幼稚園における相談機能等の充実 再掲	すべての保育所や幼稚園において、地域の子育て家庭からの相談等を受けられるような体制整備を推進します。	こども支援課
3	子育て講演会の開催 再掲	子育て家庭を対象とした子育てに関する講演会等の開催により、家庭教育の充実を図ります。	子育てサポートセンター
4	家庭教育講座の開催 再掲	公民館事業として、乳幼児から中高生をもつ子育て家庭を対象とした家庭教育に関する講座の充実に努めます。	生涯学習課

項目		事業内容	担当課等
5	「子育て学習」の開催	翌年度に小学校に入学する子どもをもつ保護者を対象に、小学校就学健康診断や学校説明会で来校する機会を利用した家庭教育講座を開催します。	生涯学習課
6	子育て関係機関によるネットワークづくりの推進	家庭教育の充実を図るため、子育てサポートセンターや地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、学校、公民館等によるネットワークづくりを推進します。	こどもみらい課 こども家庭課
7	子育て支援のためのコーディネート推進	子育て中の親を対象に、インターネット等を活用した情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うことにより、利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図る事業の実施について検討します。	こどもみらい課 子育てサポートセンター
8	子どもの読書活動の推進	すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境整備に努めます。	生涯学習課

(2) 学校教育の充実

人間形成の基本となる幼児教育の充実を図るとともに、個性を生かした魅力ある学校教育の実現に努めます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	幼児教育の充実	幼児、児童、生徒の交流事業や幼小中教員の合同研修会への参加など、幼・小・中の連携に努めます。	こども支援課
2	統合保育（幼稚園）の充実	障がいの程度に応じて、幼稚園教諭の配置を適切に行い、幼稚園における障がい児の受け入れの充実に努めます。	こども支援課
3	幼稚園就園奨励費補助金 再掲	経済的負担の軽減を図るため、所得等に応じて、新制度に移行しない私立幼稚園については、引き続き、授業料の全部又は一部を免除します。	こども支援課
4	私立幼稚園運営費補助金 再掲	子育て支援及び私立幼稚園の健全な発展と振興を図るため、運営費や教育・研修に要する費用の一部を補助します。	こども支援課

項目		事業内容	担当課等
5	公立幼稚園のあり方 についての検討	少子化の進行、国の幼児教育施策の動向を踏まえ、公立幼稚園のあり方について、子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の確保方策と調整しながら検討します。	こどもみらい課
6	少人数指導の推進	学級 30 人制の導入やチーム・ティーチングなどにより、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を推進します。	学校教育課
7	外国語指導助手による 語学指導の充実	外国人による英語指導助手の充実を図り、国際化に対応できる人材の育成に努めます。	総合教育 センター
8	コンピュータ教育の 充実	コンピュータ教育の充実を図り、情報管理を含め、情報化に対応できる人材の育成に努めます。	学校教育課
9	特別支援教育の充実 再掲	障がいのある幼児、児童、生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の実現を図るため、各学校に支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めます。	学校教育課
10	市立学校特別支援 教育推進事業 再掲	教員向けの専門研修や支援員等の配置、保護者対象の研修会により、教育環境の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーターが中心となり、学校全体で支援をする体制を整備します。さらには、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携して、相談体制の充実を図ります。	学校教育課
11	いじめ問題対策の 強化 再掲	全国的に深刻ないじめの問題に対応するため、「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」を中心に、関係機関が連携し、いじめの防止や早期発見に努めます。	学校教育課
12	相談体制の強化 再掲	子どもが気軽に不安や不満を話せるよう相談体制を充実し、ストレスを和らげ、一人ひとりがゆとりをもって学校生活が送れるような環境整備に努めます。	総合教育 センター
13	体験型経済教育施設 「E l e m（エリム）」の活用	体験型経済教育施設「E l e m（エリム）」において、小学 5 年生と中学 2 年生が施設内に再現した「街」の中で社会のしくみや経済の働きを学習することにより、経済教育の推進を図ります。	総合教育 センター

項目		事業内容	担当課等
14	適応指導教室「チャレンジホーム」	不登校の児童・生徒が集団生活に適応し、学校へ復帰することができるよう支援します。	総合教育センター
15	遠距離通学費補助金	遠距離通学の児童・生徒に対しては、交通費の一部を補助します。	学校教育課
16	就学援助金	経済的理由により就学が困難と認められる世帯に対し、就学に係る費用の一部を援助します。	学校教育課
17	市奨学資金	経済的理由により修学が困難と認められる者に対し、奨学資金を貸与します。	学校教育課
18	私立学校教育改革推進補助金	生徒の資格取得の支援や国際化推進を図る外国人教員の採用等に取り組む市内の私立高等学校に対し、その事業に要する費用の一部を補助します。	学校支援課
19	学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業	各学校・地域において、学校と地域が連携しつつ、子どもたちの「生きる力」につながるさまざまな体験活動や、地域における多様な人材との共同学習、学校支援的な活動などを展開するとともに、そうした取組みが活発に展開されるような、学校・家庭・地域の連携・協力体制づくりを推進します。	生涯学習課

(3) 多様な体験活動の推進

子どもの育ちには、地域における様々な体験活動が重要であることから、放課後や週末等に地域の人材等を活用した体験活動等を推進していきます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	農山漁村体験事業	本市の豊かな農山漁村の地域資源を有効活用し、農林水産業に関する体験活動を推進します。	農政課 水産課
2	保育所における体験活動の充実	特別保育事業の地域活動事業を含め、保育所における児童の体験活動を推進します。	こども支援課
3	青少年教育講座の開催 再掲	ジュニアリーダーの育成のみならず、小学生のさまざまな体験活動や野外活動の機会の提供を増やし、次世代を担う子どもたちの健全育成を推進するため、「青少年教育講座」を開催します。	生涯学習課

項目	事業内容	担当課等
4 青少年ボランティア事業 再掲	市内の青少年にボランティアや体験活動の場を提供し、その意識向上や、思いやり・奉仕の心などの精神面の充実を図ります。	生涯学習課
5 青少年自然体験活動事業 再掲	小・中学生を対象とした野外活動等の交流事業を通して、社会性や協調性を養うなど、青少年の育成に努めます。	生涯学習課
6 文化・体育施設等の開放	週末等に体験活動やスポーツ等ができるよう文化施設や体育施設を開放するなど、環境整備に努めます。	文化・スポーツ課
7 生涯スポーツ振興事業	ニュースポーツなどの各種教室やイベント等を開催し、気軽にスポーツに親しむことのできる環境整備に努めます。	文化・スポーツ課
8 いわき防災サマーキャンプ事業	防災をテーマとした宿泊体験や体験学習プログラムを通して、子どもたちが災害時等の困難な状況においても、自ら考え、互いに助け合い、生き抜くための知識と技を身につけることで、本市の復興を担う子どもたちの防災意識を高めるとともに、他者を思いやる心や行動できる力などの“生きる力”を育みます。	生涯学習課
9 いわき・わくわく「しごと塾」事業 再掲	公民館、学校、PTA、地域団体など、子どもたちの育ちに関わる様々な関係機関が協働で、 子どもたちの好奇心が湧き上がってくるように地域の魅力に触れる学びの体験の機会を提供することで、郷土に対する誇りや地域社会とのつながりに対する意識を醸成し、いわきの復興、未来を担う人材を育成します。	生涯学習課

6 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進（第2章2課題(9)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 思春期等における健康課題として、人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用の増加傾向等が全国的な課題として取り上げられていることから、学校保健と地域保健の連携、薬物乱用防止教室、学校教育における保健学習の充実、性・生教育セミナー等を実施しています。
- ▶ 思春期等の保健対策は、健やかな妊娠・出産という次世代への生命をつなげる入口であり、保健分野・学校での発達段階に応じた性教育の実施はもとより、行政・教育機関・医療機関等及び市民(家庭)を含めて課題を共有し、課題解決に向けて連携した取組みが不可欠です。
- ▶ 本市の10代の人工妊娠中絶率は、これまで、全国や県より高い状況が継続していましたが、平成25年には、県を下回ったものの、全国よりは依然として高い傾向にあることから、**性・生教育セミナーの開催等を継続していきます。**

【具体的施策の展開】

(1) 思春期等における保健対策の推進

思春期等における問題行動は本人の問題にとどまらず、生涯にわたる健康障がいや次世代への悪影響を及ぼしかねない問題であることを認識し、生命の尊さや性に関する正しい知識の普及に努めます。また、学校保健、家庭、地域保健、医療等の各分野での連携強化を推進していきます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 おやこ性教育教室	幼児期の親子を対象に、早期から性に関する正しい情報に触れる機会、親子が向き合って話し合えるきっかけづくりの場を提供します。	こども家庭課
2 性・生教育セミナー	学校保健と地域保健との連携のもと、思春期の子どもたちが自分の性や生について、生命の尊さを基本として仲間とともに考える機会を提供します。	こども家庭課
3 学校保健と地域保健との連携	学校保健委員会への地域保健・福祉関係者の参加や養護教諭と保健師の合同研究会の開催等、学校保健と地域保健の連携を推進します。	学校教育課 こども家庭課

項目		事業内容	担当課等
4	小・中・高の児童生徒と保育所等の入所児童との交流 再掲	総合的な学習の時間を中心として、乳幼児とふれあう楽しさを味わい、将来の育児不安や虐待の予防を図ります。	学校教育課
5	学校教育における保健学習の充実	学習指導要領に基づき、心身の発達や健康と環境等に関して学習し、課題の解決の仕方を身につけるよう、保健学習の充実を図ります。	学校教育課
6	エイズ・性感染症予防教育	学校・企業等へ講師を派遣し、エイズや性感染症についての正しい知識の普及を図ります。	保健所 地域保健課
7	薬物乱用防止教室	小学生・中学生を対象とした薬物乱用防止教室を開催し、薬物の危険性について、普及・啓発を図ります。	保健所総務課

(2) 心の問題への支援

思春期の心の問題に広く対応できるよう支援の方法や内容を検討し、学校保健、地域保健等との連携充実を図り、早期からの対応強化を推進していきます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	思春期健康相談の実施	心の問題で悩みをもつ方やその家族を対象とした相談、思春期の体や性に関する悩みなどに広く対応できるよう、思春期健康相談の充実を図ります。	こども家庭課
2	学校保健と地域保健との連携 再掲	学校保健委員会への地域保健・福祉関係者の参加や養護教諭と保健師の合同研修会の開催等、学校保健と地域保健の連携を推進します。	学校教育課 こども家庭課
3	相談体制の強化 再掲	子どもが気軽に不安や不満を話せるよう相談体制を充実し、ストレスを和らげ、一人ひとりがゆとりをもって学校生活を送れるような環境整備に努めます。	総合教育センター

1 地域におけるさまざまな子育て支援（第2章2課題(10)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 子どもたちの健やかな成長を考えたとき、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子どもを守り、育てていくことができるような機運づくりが重要であり、総合型地域スポーツクラブの育成、子ども会育成会への支援、スポーツ少年団への支援、子育てに関するボランティア活動の推進、子育て支援のための地域ネットワークの構築等に取り組んでいます。
- ▶ 登下校時の通学路等地域における児童・生徒等の安全の確保を図るため、学校、関係機関、地域が一体となった取組みを推進することが必要であり、交通教室の開催、交通教育専門員による立哨指導、防犯灯整備事業、子ども避難の家等、社会全体で子どもたちを守り、地域の非行防止活動や健全育成活動に取り組んでいます。

【具体的施策の展開】

(1) 子どもを育てる地域活動の推進

子育て家庭を地域全体で支えあえるよう、子ども会やスポーツ少年団など、地域の自主的な活動の育成を図り、ボランティア活動等を通して、連帯意識を高めることができるよう各種施策の充実に努めていきます。また、子育てに関する相談体制、子育て支援のネットワークの確立など、子育て家庭を地域全体で支援するシステムを確立するよう努めます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 地域子育て支援拠点事業 再掲	子育て親子の交流の場を提供し、交流を促進するとともに、子育て等に関する相談・情報提供を行います。また、子育てサポートセンターとの連携を図りながら、事業のPRや内容の充実に努めます。	こども支援課
2 総合型地域スポーツクラブの育成	地域の学校施設等を利用し、地域の指導者・組織によって運営される子どもからお年寄りまでの生涯スポーツクラブの育成に努めます。	文化・スポーツ課

項目		事業内容	担当課等
3	青少年ボランティア事業 再掲	市内の青少年にボランティアや体験活動の場を提供し、その意識向上や、思いやり・奉仕の心などの精神面の充実を図ります。	生涯学習課
4	ファミリー・サポート・センター事業 再掲	児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業であり、依頼会員が必要なときに利用できるよう協力会員との均衡を図りながら、会員の確保に努めます。	こども支援課
5	教育相談事業	すこやか教育相談や子ども健康教育相談を実施し、子どもの教育・養育問題や心身の発達、就学関係などに対応します。	総合教育センター
6	子ども会育成会への支援 再掲	子ども会を通した青少年の健全育成を図るため、子ども会育成会の活動を支援します。	生涯学習課
7	出前講座の充実	地域活動を支援するため、市役所職員を講師として派遣する市役所出前講座のメニューの充実を図ります。	生涯学習課
8	スポーツ少年団への支援 再掲	スポーツ活動を通した青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援します。	文化・スポーツ課
9	子育てに関するボランティア活動の推進 再掲	子育てに関するボランティアや団体等を育成し、その活動等を支援するとともに、情報提供に努めます。	市民協働課 こども支援課
10	子育て支援のための地域ネットワークの構築	地域の主任児童委員、保育士、幼稚園教員、保健師、助産師等の子育て支援に関わる専門職を中心に、地域の実情に応じた子育て支援プログラムを企画立案し、参加を促すなど、地域のネットワーク構築を推進します。	こどもみらい課
11	放課後児童クラブの充実 再掲	就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学校等の児童に対して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、健全育成を図ります。	こども支援課
12	放課後子ども教室推進事業	小学1年生から6年生を対象に、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進します。	生涯学習課

(2) 子どもの安全確保の推進

子どもの非行防止活動や子どもが犯罪等に遭わないよう、安全で安心な地域づくりに努めます。また、児童・生徒等の**普段の生活や**、通学時の安全確保を図るため、交通安全に関する取組みや通学路の整備等を推進していきます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 青少年の健全育成 再掲	青少年の非行防止・早期発見を目的とした街頭補導などの地域活動を推進します。	生涯学習課
2 事故防止啓発事業 再掲	乳幼児健康診査等の機会や、 親子健康手帳（母子健康手帳） への情報掲載により、 屋内外の様々な 事故防止の意識啓発を図ります。今後はより多くの機会に事故防止の意識啓発・対策を推進します。	こども家庭課
3 交通教室の開催	保育所や幼稚園、学校等に交通指導員を派遣し、交通安全思想の普及に努めます。	市民生活課
4 交通教育専門員による立哨指導	登校時、通学路に交通教育専門員を配置し、保護誘導活動を行う立哨指導を推進します。	市民生活課
5 子ども避難の家	児童・生徒が登下校中などに危険にさらされることのないよう、いざというときに逃げ込むことのできる場所等の設置を推進します。	学校教育課
6 防犯灯整備事業	子どもが犯罪等の被害に遭わないように、通学路等における防犯灯の設置に努めます。	市民生活課
7 小・中学校通学安全対策事業	通学時の安全安心を確保するため、関係機関で構成する協議会を設置し、通学時の交通安全を推進し、通学路の改善等を行います。	学校支援課

2 子育てに配慮した生活環境の整備（第2章2課題(1)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 子育て世帯が安心して子どもを育てるためには、子育てに余裕の持てる住宅を安価に提供していく必要があり、市営住宅の整備と民間住宅への支援、母子世帯等の優先入居枠の拡大等に取り組んでいます。
- ▶ 「福祉のまちづくり」の推進、都市公園等の整備、ちびっこ広場の整備、赤ちゃんの駅登録事業など、子育てバリアフリーの推進等子育てに配慮した生活環境の整備に取り組んでいます。

【具体的施策の展開】

(1) 子育てにやさしい住宅環境の整備

広くゆとりのある住宅など、子育てしやすい住宅の整備を計画的に推進していきます。

また、市営住宅等への母子世帯等の優先入居を推進します。

さらには、東日本大震災により住宅を失い、自力で再建できない方に対して安心して生活できる住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	市営住宅の整備と民間住宅への支援	市営住宅の整備を検討していくとともに、子育てしやすい広くゆとりのある特定優良賃貸住宅の活用促進を図ります。	住宅課
2	市公営住宅ストック総合活用計画に基づく整備	計画に基づき、老朽化した市営住宅の適切な維持・補修等により、既存ストックの有効活用を図ります。	住宅課
3	福祉住宅と併設の市営住宅の建て替え推進	100戸以上の市営住宅の建て替えにおいては、福祉施設との併設について検討します。	住宅課
4	母子世帯等の優先入居の実施	母子世帯等を対象とした市営住宅の優先入居物件について、母子世帯等に限定して公募を行い、母子世帯等の入居を推進します。	住宅課
5	災害公営住宅の整備	東日本大震災により住宅を失い、自力で再建できない方に対して安心して生活できる住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。	住宅課
6	災害公営住宅入居者の家賃減免等支援	災害公営住宅入居者の家賃減免等の支援を実施し、入居者負担軽減を図ることで再建を支援します。	住宅課

項目		事業内容	担当課等
7	災害公営住宅への移転費用支援	災害公営住宅に入居する被災者に対し、現在、応急仮設住宅や民間借上げ住宅等から災害公営住宅に移転する際の動産費用一部を支援します。	住宅課

(2) 安心して外出できる生活環境の整備

子どもたちが安心して遊ぶことのできる場や自由に利用できる公園の整備、広場の整備等を推進していきます。また、授乳室や子ども連れで利用できるトイレの設置など、設備についても整備を促進し、子育て家庭が安心して快適に生活できるまちづくりを進めていきます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	いわき駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の推進	主要な交通結節点であるいわき駅を中心とした徒歩圏（重点整備地区）において、公共施設・商業施設等への移動の円滑化を図るため、特定経路の重点的かつ一体的な整備を推進します。	都市計画課 都市復興推進課 土木課
2	「福祉のまちづくり」の推進	乳幼児を連れた人等が安心して快適に生活できるまちづくりを進めるために、福祉教育や広報活動の充実に努めるとともに、市民の理解と協力を得ながら福祉のまちづくりを推進します。	保健福祉課
3	子育てバリアフリーの推進	安心して子ども連れで外出できるようにするため、ベビーベッドや授乳室などのある施設の情報提供に努めるなど、子育てバリアフリーを推進します。	こども支援課 子育てサポートセンター
4	子ども元気パーク整備事業	子育て支援や児童の健全育成機能を併せ持ち、年間を通じて活動できる屋内運動施設を整備するとともに、既存公園の改修等を行うことにより、子ども元気パークを整備します。	こども支援課
5	ちびっこ広場の整備	児童の遊び場対策の一環として、民間団体（区、町内会、子供会等）が自主的に空き地を確保して、児童の遊び場を設置、もしくは既存の遊び場の整備を行う場合、経費の一部を助成し、その整備促進を図ります。	こども支援課

項目		事業内容	担当課等
6	児童厚生施設の維持管理	子どもが自由に来訪し、安心して遊ぶことができる場を確保するため、児童館や児童遊園などの適正な維持管理を行います。	こども支援課
7	都市公園等の整備	遊具の安全確保に関する指針等に基づき、遊具の点検、見直しを図るなど、都市公園等の整備を推進します。	公園緑地課
8	親水公園の整備・保全	親水公園等をはじめとする、人々に安らぎを与える水辺環境の整備を推進します。	河川課
9	保育所・幼稚園の園庭開放 再掲	地域の子育て家庭に身近な遊び場を提供するため、保育所や幼稚園の園庭開放を推進します。	こども支援課
10	公共施設にベビーベッド等の設置	公共施設にベビーベッドや授乳室、託児コーナーを設けるなど、安心して子ども連れで外出できる環境の整備に努めます。	施設所管課
11	赤ちゃんの駅事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境づくりを進めるため、授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることのできる施設を「赤ちゃんの駅」として登録するとともに、利用マップや表示用のタペストリー等を提供することにより広く周知を行います。	こども支援課
12	防犯灯整備事業 再掲	子どもが犯罪等の被害に遭わないように、通学路等における防犯灯の設置に努めます。	市民生活課
13	子ども避難の家 再掲	児童・生徒が登下校中などに危険にさらされることのないよう、いざというときに逃げ込むことのできる場所等の設置を推進します。	学校教育課

3 安心して遊べる生活環境の整備（第2章2課題(12)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 福島第一原発事故は、本市にも様々な影響をもたらしました。本市は比較的低い線量で推移し、事故以降、市内の除染のほか食品、人体の検査などを計画的に行っていますが、今もなお、放射線に対する不安がある中で生活している方々も少なくありません。
- ▶ 福島第一原発事故以降、屋外での遊びに不安を持つ保護者とその子ども達が安心して遊べる場の確保等を図るため、平成24年度に市内3か所に屋内遊び場を整備するとともに、子育て支援や児童の健全育成機能を併せ持ち、年間を通じて活動できる屋内運動施設を整備する「子ども元気パーク」を整備することとしています。
- ▶ また、放射線量の低減を図り、子ども達が安心して遊べる環境を確保するため、平成26年度から除染対象区域外にある保育施設、教育施設、公園等の「子どもの生活環境」を対象に、敷地内に存在するホットスポットについて、詳細なモニタリング結果に基づき除染を実施しています。
- ▶ 平成23年度からホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施しています。

【具体的施策の展開】

(1) 安全・安心の放射線対策

子ども達とその保護者が放射線への不安を感じることなく、安心して遊び、身体を動かせる場の確保や、食品、健康管理検査を引き続き実施していきます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 屋内遊び場の整備・管理運営 再掲	東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、屋外での遊びに不安を持つ保護者とその子どもたちが、天候に左右されず、のびのびと安心して遊べる場の確保を目的として、地域バランスを考慮し、市内3か所に屋内遊び場を整備して管理運営を行います。 ○いわき海竜の里センター内 「いわきっず るんるん」 ○いわき市石炭・化石館（ほるる）内 「いわきっず もりもり」 ○いわき市立南部アリーナ内 「いわきっず ふるふる」	こども支援課

項目	事業内容	担当課等
2	子ども元気パーク整備事業 再掲	子育て支援や児童の健全育成機能を併せ持ち、年間を通じて活動できる屋内運動施設を整備するとともに、既存公園の改修等を行うことにより、子ども元気パークを整備します。
3	公立保育所開放事業 再掲	保育所や幼稚園等の日中活動場がない児童と保護者は、放射線量の影響で外遊びに不安を感じ、家に閉じこもりがちになっている状況にあるため、各地区の公立保育所の遊戯室等を週1回開放し、子育て親子が安心して遊べる場所を提供します。
4	空間線量モニタリング事業	生活環境における放射線の測定体制を充実させ、市民の不安を解消するため、市内 2,000 か所以上の地点における放射線量の測定結果を公表する「いわき市放射線量マップ（いわき i マップ内）」の作成（年2回更新）やモニタリングの要請があった場合の個別対応、市民自身が測定できる線量計の貸し出しを実施します。
5	除染推進事業	除染対象区域(※)で、いわき市除染実施計画に基づき、個人住宅やその周辺農地・林地、さらには公園・道路などの公共施設において、きめ細かいモニタリングを行い、平均の空間線量が $0.23 \mu\text{Sv/時}$ 以上である住宅等を対象として除染を実施します。
6	子ども遊び場除染事業	除染対象外区域における子どもの生活環境を対象に、局所的に線量が高い箇所、いわゆるホットスポットについて、放射線量の低減を図り子ども達が安心して遊べる環境を取り戻すため、空間線量のモニタリングやホットスポットの除染を実施します。
7	積算線量計貸与事業	市民自らが放射線量を確認できる環境を整備するため、積算線量計を貸し出します。
8	放射線内部被ばく検査事業	市民の将来にわたる放射性物質による内部被ばくの実態を把握するとともに、自己の健康管理に役立てていただくため、ホールボディカウンターによる、市民の内部被ばく検査を実施します。

項目	事業内容	担当課等
9 保育所等給食検査体制整備事業	市内の保育所等の給食及び使用する食材の安全確保並びに当該保育所等に入所している児童及び保護者の不安解消を図るため、市内の公立及び私立保育所の給食・食材の放射性物質検査を行います。	こども支援課
10 学校給食食材放射性物質検査事業	学校給食の安全・安心の確保のため、給食に使用する食材の放射性物質検査を行います。	学校支援課

(※)除染対象区域

- ①=平成23年9月の文科省航空機モニタリング結果で、面積の50%以上が0.23マイクロシーベルト以上となる大字
 ②=①以外の大字で市独自モニタリングの結果で、区域内平均0.23マイクロシーベルト以上となる大字
 ③=①及び②以外での大字に所在する学校などの子どもの生活環境のうち、モニタリングの結果で、敷地内平均が0.23マイクロシーベルト以上となる施設等

(2) 震災により被災した子どもの心のケア

各種関係機関との連携のもと、震災で被災した子ども達の悩みや不安、ストレス等を解消し、心理的ケアに努めます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 緊急スクール カウンセラー等 設置事業	東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケアや保護者の方などへの助言、援助を、福祉関係機関等と連携しながら、よりきめ細かく行うことができるよう、総合教育センターにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置します。	総合教育センター
2 心の教室相談員設置 事業	児童生徒の悩みや不安、ストレスを和らげることができるよう、各学校に心の教室相談員やスクールカウンセラーを配置します。	総合教育センター
3 保育サポート事業	保育所を訪問し、震災によって心理的に不安定となっている児童について、経過観察し、必要に応じて専門機関への橋渡し等のコーディネートを行います。	こども支援課

(3) 教育・保育施設の耐震化・改修・復旧

教育・保育施設の耐震化や老朽化した施設の改修等、施設整備を計画的に進めるとともに、震災により被災した建物の復旧工事を行うなど、子ども達の安全な教育・保育環境の確保に努めます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	保育所の整備 再掲	公立保育所の多くの施設で老朽化が進んでいることから、保育環境の向上を図るため、計画的な施設整備を推進します。	こどもみらい課
2	公立保育所耐震化事業	市が現有する公立保育所 32 施設 54 棟（豊間、川前除く）及びへき地保育所 1 施設 1 棟のうち、昭和 56 年以前建築の 21 施設 41 棟について、耐震診断結果を踏まえ対象施設の耐震補強工事を行い、保育所施設の耐震化率 100%を目指します。	こどもみらい課
3	被災公立保育所移転改築事業	震災で被災した豊間中学校について、豊間小学校隣接地を敷地造成し整備するのに併せ、津波により被災した豊間保育園を、中学校校舎 1 階に整備します。	こどもみらい課
4	公立幼稚園 の耐震化事業	公立幼稚園 の安全性を高めるため、耐震化が必要な 園舎 の耐震化を実施します。	こどもみらい課
5	幼稚園園舎改修事業	福島第一原子力発電所事故に伴う放射線の影響等により、四倉小学校校舎内に移転した四倉第一幼稚園の保育室や遊戯室、園庭等を整備します。	こどもみらい課
6	豊間放課後児童クラブ施設整備事業	津波により全壊した豊間保育園、及び同じく被災した豊間中学校について、震災の被害を免れた豊間小学校隣接地を造成し、小学校と渡り廊下で接続する保育所及び中学校の一体型施設建設に伴い、放課後児童クラブを同施設内に整備（移転・改築）します。	こども支援課
7	民間児童福祉施設建設補助金	子どもを安心して育てることができる体制整備を目的に、老朽改築や改修を行う私立認可保育所に対し、経費の一部を補助します。	こどもみらい課
8	学校施設耐震化事業	学校施設（市立小・中学校校舎、屋内運動場）の安全性を高めるため、耐震化が必要な学校施設の耐震化を実施します。	学校 支援 課

4 支援を必要とする子どもとその家庭への取組み（第2章2課題(13)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ ひとり親家庭の親は自らが生計の中心者であると同時に児童の保護者であるため、両親がいる家庭と比べると、経済的にも精神的にも子育ての負担が大きいことから、ひとり親家庭の親が安心して子育てをできるよう、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、就業・自立を促進するための支援などに取り組んできました。
- ▶ 本市においては、現在、平成25年度に策定した「第4次市障がい者計画」に基づき、在宅支援サービスの充実、重度心身障害者医療費給付事業、重度心身障害児童福祉金、特別児童扶養手当等、障がい児の福祉の向上に取り組んでいます。

【具体的施策の展開】

(1) ひとり親家庭等への支援

増加しているひとり親家庭の子育てを支援するため、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付金のほか、就業支援や生活に密着した相談指導を実施するなど、各種自立支援施策の充実に努めます。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	児童手当	中学校修了前の児童を養育している方に対して児童手当を支給します。	こども家庭課
2	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童等が養育されている家庭の生活の安定と自立を助長するため、児童を養育している者に対して経済的支援を行います。	こども家庭課
3	父子母子福祉手当	父子、母子家庭等で児童（義務教育終了まで）を扶養している、生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税・均等割世帯の者の経済的自立を助長するとともに児童の福祉の増進を図るため、父子、母子福祉手当を支給します。	こども家庭課
4	父子母子家庭入学祝金	児童の健全育成を助長するとともに福祉の増進を図るため、父子、母子家庭等で入学児童（小・中学校）を扶養している者に対し、入学祝金を給付します。	こども家庭課

項目		事業内容	担当課等
5	父子母子奨学資金	父子、母子家庭等で児童を扶養している生活保護法の要保護者の経済的自立の助長を図るために、児童（高等学校）の奨学資金を支給します。	こども家庭課
6	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭並びに寡婦の経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉の増進を目的に資金の貸し付けを行います。	こども家庭課
7	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親及び児童、あるいは父母のいない児童に対し、その健康の保持及び児童の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	保健福祉課
8	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	離婚等により家計と子育ての担い手となったひとり親家庭の親の就業支援として、親の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用の一部を訓練給付金として支給します。	こども家庭課
9	ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業	ひとり親家庭の親が、看護師等、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練で就業する場合に、資格取得を容易にすることを目的として促進費等を支給します。	こども家庭課
10	就業・自立を促進するための支援	福島県で実施している事業との連携を図りながら、母子自立支援員を中心に母子家庭等の自立に向けた就業支援などを推進します。	こども家庭課
11	母子・父子自立支援相談の充実	母子家庭、父子家庭並びに寡婦の方の困りごとについて、母子・父子自立支援員が相談を受け、自立に向けた就労支援などを推進します。	こども家庭課

(2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援

障がいを持つ児童への療育支援等の充実を図るとともに、その家庭に対する支援を充実し、生活の安定と福祉の増進を図ります。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 障がい児相談支援事業	障がい児やその家族に適切な情報の提供や専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図ります。	障がい福祉課
2 地域療育等支援事業 再掲	在宅心身障がい児（者）に対して、ライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児（者）施設の有する機能を活用し、巡回相談、訪問健康診査等により療育機能の充実を図ることで、地域の在宅心身障がい児（者）及びその家族の福祉の向上を図ります。	障がい福祉課
3 在宅支援サービスの充実	障がい児及びその家族への支援として、通所支援や短期入所などの在宅支援サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
4 特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある児童の生活の向上を図るため、20歳未満の障がいのある児童を養育している父、母又は養育者に手当を支給します。	こども家庭課
5 重度心身障害児童福祉金	3歳から20歳未満の重度心身障がい児を養育している人に対し、福祉金を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
6 重度心身障害者医療費給付事業	障がい児を含む重度心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を給付します。	保健福祉課
7 地域歯科保健推進事業	心身障がい児を対象とした健康教育や在宅障がい児への訪問指導を通し、歯科保健指導を推進します。	保健所 地域保健課
8 障がい児保育・統合保育の充実 再掲	障がいの程度に応じて保育士、幼稚園教諭の配置を適切に行い、保育所、幼稚園における障がい児の受け入れの充実に努めます。	こども支援課
9 特別支援教育の充実 再掲	障がいのある幼児、児童、生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の実現を図るため、各学校に支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めます。	学校教育課

(3) 医療費の軽減

支援を必要としている子どもが安心して医療が受けられるよう、医療の給付や医療費の助成等に関する情報提供や相談の充実を図るとともに、医療費の軽減を推進していきます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 乳幼児医療費助成事業 再掲	乳幼児の疾病又は負傷の治療を促進し、保健の向上を図るため、乳幼児の医療費の一部を助成します。	保健福祉課
2 養育医療給付事業	入院治療が必要な未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行います。	こども家庭課
3 育成医療給付事業	身体上に障害を持つ又は現疾患を放置すれば将来障害を残すと認められる18歳未満の子どもが、手術などにより治療効果が期待できる場合、医療費の一部を助成します。	こども家庭課
4 小児慢性特定疾病医療支援事業	小児慢性特定疾病医療の対象となっている疾患の場合、医療費の一部を助成します。	こども家庭課
5 重度心身障害者医療費給付事業 再掲	障がい児を含む重度心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を給付します。	保健福祉課
6 ひとり親家庭等医療費助成事業 再掲	ひとり親家庭の親及び児童、あるいは父母のいない児童に対し、その健康の保持及び児童の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	保健福祉課
7 子ども医療費助成事業 再掲	小学校1年生から18歳までの子どもの通院・入院にかかる医療費助成を行います。	保健福祉課

(4) 避難児童及び保護者への支援の推進

震災により避難生活を余儀なくされた子どもたちとその保護者等に対し、各関係機関と連携を図りながら、必要な支援の提供を推進します。

【主な取組み】

項目		事業内容	担当課等
1	被災児童生徒就学 援助費	東日本大震災により被災し、就学困難となった児童生徒が円滑に義務教育を受けられるよう学用品費や給食費等を助成します。	学校教育課
2	被災児童生徒通学 支援事業	遠距離での通学を余儀なくされた児童生徒について、バスの借上げによるスクールバスの運行や通学に要する公共交通機関の利用料金について助成します。	学校教育課
3	災害遺児激励金	災害遺児の健全育成を図るため、災害により父母等を失った災害遺児を扶養する者に対し、激励金を支給します。	こども家庭課

5 子育て支援に関わる人材の創出と育成（第2章2課題(14)に対応）

【現状と取組み】

- ▶ 平成26年10月から国の「地域少子化対策強化交付金」を活用し、潜在保育士の復職を推進するため、市内の潜在保育士を掘り起し、保育所等への現場復帰に向けた支援を行う事業に取り組むこととしています。今後とも多様な保育ニーズや放課後児童クラブの充実に向け子育て支援に関わる人材の創出と育成が必要不可欠になります。

【具体的施策の展開】

(1) 子育て支援に関わる人材の創出と育成

子育て支援に関わる人材の創出及び育成、確保に向け、市が潜在的に有する人的資源の発掘や若年層への働きかけなど、様々な角度から取組みを進めます。

【主な取組み】

項目	事業内容	担当課等
1 地域型保育事業における研修の実施	子ども・子育て支援新制度における市の認可事業である地域型保育事業のうち、家庭的保育事業や小規模保育事業に従事する保育士等に対し、認可の上で、必要な研修を行います。	こどもみらい課 こども支援課
2 潜在保育士の復職の推進	本市内唯一の保育士養成校と連携して、当該校の卒業者の中から潜在保育士の掘り起し、保育所等への現場復帰等に向けた支援を行うことで、子ども・子育て支援新制度に向けて保育環境の充実につなげていきます。	こども支援課
3 いわき・わくわく「しごと塾」事業 再掲	公民館、学校、PTA、地域団体など、子どもたちの育ちに関わる様々な関係機関が協働で、子どもたちの好奇心が湧き上がってくるように地域の魅力に触れる学びの体験の機会を提供することで、郷土に対する誇りや地域社会とのつながりに対する意識を醸成し、いわきの復興、未来を担う人材を育成します。	生涯学習課

項目		事業内容	担当課等
4	高校生就職支援事業	高校生のキャリア形成に対する意識を高め、地域で働く意識の醸成、就職後の早期離職の減少を図るため、市内高校1・2年生を対象として、資質の向上や基礎的な実務能力の付与に向けた就職支援講座や市内企業の見学等を実施します。	商工労政課
5	中山間地域集落支援員推進事業	人口減少や少子高齢化が進む中山間地域の集落の維持・活性化を図るため、中山間地域に集落支援員を配置します。	市民協働課
6	学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業 再掲	各学校・地域において、学校と地域が連携しつつ、子どもたちの「生きる力」につながるさまざまな体験活動や、地域における多様な人材との共同学習、学校支援的な活動などを展開するとともに、そうした取組みが活発に展開されるような、学校・家庭・地域の連携・協力体制づくりを推進します。	生涯学習課

第6章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）において、毎年度点検・評価等を行います。

また、区域ごとの「量の見込み」・「確保の内容」については、施設・事業の認可状況や利用状況、整備状況等を踏まえながら、必要がある場合は計画を見直すこととします。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）や、計画全体の成果（アウトカム）については、毎年度点検・評価することが重要であると考えます。

子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、この取り組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を毎年度行い、施策の改善・発展につなげていきます。

資料編

1 計画策定の体制

いわき市社会福祉審議会

(1) いわき市社会福祉審議会条例

平成12年3月29日いわき市条例第9号
改正
平成12年8月25日いわき市条例第79号
平成14年3月29日いわき市条例第25号
平成25年7月4日いわき市条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置するいわき市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第4条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員

の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 前条（第2項を除く。）の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは、「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

6 児童福祉専門分科会は、法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

（民生委員審査専門分科会への準用）

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

3 第5条（第2項を除く。）の規定は、民生委員審査専門分科会の会議について準用する。
（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（いわき市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例の廃止）

2 いわき市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例（平成11年いわき市条例第3号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に審議会の委員である者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第393号）第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令（昭和38年政令第248号。以下「旧審議会令」という。）第1条の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会令第1条の2の規定により委員長の職務を行う委員である者は、施行日に、第4条の規定により委員長の職務を代理する委員として指名された者とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧審議会令第2条第1項の規定により各専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属する委員及び臨時委員である者、同条第2項（旧審議会令第3

条第4項において準用する場合を含む。)の規定により各専門分科会の専門分科会長である者並びに旧審議会令第2条第4項(旧審議会令第3条第5項において準用する場合を含む。)の規定により専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員である者は、それぞれ施行日に、第6条第1項の規定により各専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属する委員及び臨時委員として指名された者、同条第2項(第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により各専門分科会の専門分科会長に互選された者並びに第6条第4項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により専門分科会長の職務を代理する委員又は臨時委員に指名された者とみなす。

附 則(平成12年8月25日いわき市条例第79号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日いわき市条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年7月4日いわき市条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）委員名簿

① 平成 25 年度（年度末時点）

（五十音順・敬称略）

	氏名	現役職等	備考
1	あいかわ しゅうこ 愛川 秀子	いわき市公立幼稚園 P T A 連絡協議会 副会長	
2	あべ ともひこ 安部 智彦	福島県浜児童相談所 所長	
3	いがり かずこ 猪狩 和子	いわき市民生児童委員協議会 平第一方部主任児童委員	
4	いがり としえ 猪狩 利江	いわき市学童保育連絡協議会 事務局長	
5	かしむら ともひろ 檜村 友弘	いわき市保育所（園）保護者会連合会 会長	
6	くさの ゆかり 草野 祐香利	助産師（公募）	
7	こわぐち のぶこ 強口 暢子	いわき市社会福祉協議会 会長	会長
8	すがなみ かおり 菅波 香織	弁護士（公募）	
9	すずき じゅん 鈴木 潤	いわき市医師会（小児科）	
10	つしま よしかつ 津島 義勝	いわき市小・中学校長会連絡協議会小学校長会 行財政部 副部長	
11	なかむら ひでき 中村 秀樹	いわき市私立幼稚園協会 P T A 連合会 副会長	
12	にいつま ひであき 新妻 英昭	いわき市私立幼稚園協 理事長	
13	ほんだ きょういち 本田 教一	いわき市医師会（精神科）	
14	みやうち たかみつ 宮内 隆光	福島県保育協議会いわき支部 支部長	職務代理
15	やなぎさわ たかしゅ 柳澤 孝主	いわき明星大学 教授	

② 平成 26 年度（年度末時点）

（五十音順・敬称略）

	氏名	現役職等	備考
1	いがり かずこ 猪狩 和子	いわき市民生児童委員協議会 主任児童委員	
2	いがり としえ 猪狩 利江	いわき市学童保育連絡協議会 事務局長	
3	いちかわ ひでお 市川 英雄	福島県浜児童相談所 所長	
4	いとう まさお 伊藤 順朗	いわき市私立幼稚園協会 P T A 連合会 副会長	
5	おおもり としひろ 大森 俊博	いわき市保育所（園）保護者会連合会 会長	
6	かまた ま り こ 鎌田 真理子	いわき明星大学 人文学部現代社会学科 教授	職務代理
7	くさの ゆ か り 草野 祐香利	助産師（公募）	
8	こわぐち のぶこ 強口 暢子	いわき市社会福祉協議会 会長	会長
9	すがなみ かおり 菅波 香織	弁護士（公募）	
10	すずき じゅん 鈴木 潤	いわき市医師会（小児科）	
11	つしま よしかつ 津島 義勝	いわき市小・中学校長会連絡協議会 小学校長会 行財政部 副部長	
12	にいつま ひであき 新妻 英昭	いわき市私立幼稚園協会 理事長	
13	はやお よしこ 早尾 佳子	いわき市公立幼稚園 P T A 連絡協議会 会長	
14	みやうち たかみつ 宮内 隆光	福島県保育協議会いわき支部 支部長	
15	やなぎさわ としろう 柳沢 俊郎	いわき市医師会（小児科）	

(3) いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）開催経過

年度	月日	会議	審議内容
平成 25 年度	9月13日	第1回	<説明事項> (1) 児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) 幼児教育のあり方について (4) 母子保健計画について <協議事項> (1) 児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議)における審議事項について (2) 子ども・子育て支援事業計画策定に係る市の基本的な考え方について (3) ニーズ調査の実施について
	3月19日	第2回	<説明事項> (1) ニーズ調査等の結果報告について いわき市子ども・子育て支援事業計画の記載項目について (2) いわき市の取組み状況等について (3) 放課後児童クラブの現状について (4) 母子保健計画関係について (5) 幼児教育のあり方の進捗報告について
平成 26 年度	5月8日	第1回	<協議事項> (1) 教育・保育提供区域の設定について (2) 子ども・子育て支援事業計画と関連計画等の関係性について (3) 母子保健計画に係るニーズ調査の結果及び課題について
	6月30日	第2回	<協議事項> (1) 教育・保育提供区域の設定について (2) いわき市子ども・子育て支援事業計画に関する人口推計について (3) いわき市子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みについて (4) いわき市子ども・子育て支援事業計画全体イメージ案について (5) 本市における新制度公定価格設定に伴う比較について (6) 新制度における各種基準の主なポイントについて (7) 子ども・子育て支援事業計画に位置づける母子保健計画の課題及び内容について
	7月31日	第3回	<協議事項> (1) 子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みの補正について (2) 新制度に係る各種基準の条例について (3) 子ども・子育て支援事業計画の基本理念について
	8月28日	第4回	<協議事項> (1) 教育・保育提供区域における量の見込みについて
	9月30日	第5回	<協議事項> (1) 子ども・子育て支援事業計画の確保方策について (2) 子ども・子育て支援事業計画の基本理念について
	10月24日	第6回	<協議事項> (1) 子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントについて
	2月6日	第7回	<協議事項> (1) 子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント実施結果について (2) 子ども・子育て支援事業計画（案）について
	3月16日	第8回	<協議事項> (1) 地域型保育事業の認可に係る意見について (2) 子ども・子育て支援事業計画（案）について

2 用語解説

あ 行

- **預かり保育**

幼稚園で通常の教育時間以外に、在園児を希望で預かる延長保育のことです。

- **育児休業制度**

育児・介護休業法に基づき、労働者が育児のために一定期間の休業取得を保障する制度です。

- **延長保育**

就労等の事情により、通常の保育時間に子どもの送迎ができない場合などに時間を延長して行う保育です。

か 行

- **核家族**

夫婦と未婚の子どもで構成された家族のことです。

- **家庭相談員**

家庭における児童の養育上の諸問題についての相談を受け、指導・助言を行います。

- **家庭的保育**

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

- **休日保育**

日曜日や祝日に保護者の就労などの理由により、家庭で保育できない場合に保育所で行う保育のことです。

- **教育・保育施設**

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のことです。

- **居宅訪問型保育**

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

- **合計特殊出生率**

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が一生の間に産む子ども数です。

- **子育てサポートセンター**

子育てサポートセンターは、発育発達上の問題・障がい児等に関する相談支援やプレイルームの解放等を行う施設として、いわき市総合保健福祉センターの3階に設置されています。

- **子ども・子育て支援新制度**

平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことです。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ります。

- **子ども避難の家**

児童生徒が登・下校中において、いざというときに逃げ込むことのできる場所として、事前に指定した通学路周辺の民家等のことです。

さ 行

- **事業所内保育**

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

- **思春期**

二次性徴が始まる時期であり、子どもからおとなに向って発達する時期です。8・9 歳から 17・18 歳までをいいます。

- **次世代育成支援対策推進法**

少子化の流れを変えるため、地方公共団体や事業主に次世代育成に関する行動計画の策定を義務付けた法律（平成 15 年 7 月成立）です。

- **施設型給付**

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付のことです。

- **児童**

学校教育法では満 6 ～12 歳までの学齢児童、児童福祉法では満 18 歳未満の児童のことです。

- **児童館**

児童福祉法に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の種類であり、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。

- **児童厚生施設**

子どもが自由に来訪し、安心して遊ぶことができる児童館や児童遊園等のことです。

- **児童相談所**

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されており、18 歳未満の児童についての一般家庭、学校などからのあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう援助する専門機関です。

- **児童扶養手当**

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭などに支給される手当で、その家庭の生活の安定や自立に寄与することによって、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。（平成 22 年 8 月から改正）

- **周産期死亡率**

妊娠満 22 週以降の死産と生後 1 週未満の早期新生児死亡の出産（出生+妊娠満 22 週以降の死産）1,000 に対する割合です。

- **主任児童委員**

児童相談所などの関係機関と連携しながら、児童の健全育成のための地域活動などを、地区担当の児童委員と一緒にしています。

- **出生率**

人口 1,000 人に対する年間出生数を比率で示したものです。

- **小規模保育**

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員 6～19 人）を対象にきめ細かな保育を行います。

- **少子化**

子どもの出生率・出産数が激減している現象のことです。

- **ショートステイ**

原則 7 日以内で、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- **食育**

生きる上での基本であり、「知育」、「徳育」、「体育」の基礎となるべきものです。さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てます。

- **新生児**

分娩直後から約 1 か月（生後 28 日）までの乳児のことです。

- **スクールカウンセラー**

学校で子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言を行う臨床心理士等のことです。

た 行

- **男女共同参画**

男女が自立した対等な構成員として、政治、社会経済、文化などあらゆる活動に参画する機会が確保され、共に利益を享受し、かつ責任を担うことです。

- **地域型保育給付**

地域型保育事業を対象とした給付のことです。

- **地域型保育事業**

少人数の単位で、主に満 3 歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 つがあります。

- **地域子ども・子育て支援事業**

子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。

- **地区保健福祉センター**

市内 7 か所に福祉業務に携わるケースワーカーと、保健活動を行う保健師などを併せて配置し、市民により身近な地域の中で保健・福祉サービスを一体的に提供します。

- **デイサービス**

施設等への通所により、入浴や食事の提供、生活指導、日常動作訓練などを行うもので、高齢者や障がい者を対象としたものがあります。

- **出前講座**

市民の自発的な生涯学習活動を支援するため、市役所が関わっている仕事を学習メニューとして取りそろえ、市職員を講師として派遣する講座です。国・県行政機関が実施する出前講座もあります。

- **特定教育・保育施設**

市区町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

- **ドメスティック・バイオレンス（DV）**

夫婦や恋人など親しい男女間における暴力のことです。

- **トワイライトステイ**

夜間、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

な　　行

- **乳児**

児童福祉法では 1 歳未満の者を乳児としています。

- **乳児死亡率**

1 年間の出生 1,000 に対する生後 1 年未満の乳児の死亡割合です。

- **乳児保育**

1 歳未満児を保育所で保育することです。

- **乳幼児医療費助成事業**

乳幼児を対象とした入院費、入院時食事療養費、通院費の助成事業です。

- **乳幼児健康診査**

乳幼児の発育発達の異常の早期発見や育児支援等をするために行う定期健康診査です。

- **乳幼児突然死症候群（SIDS）**

Sudden Infant Death Syndrome の略で、何の予兆や既往歴もない乳幼児に事故や窒息ではなく、突然の死をもたらす疾患です。

- **認定こども園**

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことで、以下の4つの類型があります。

- ① **幼保連携型**

認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす類型です。なお、新制度では認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となります。

- ② **幼稚園型**

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型です。

- ③ **保育所型**

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす類型です。

- ④ **地方裁量型**

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす類型です。

は 行

- **ハイリスク妊産婦**

妊娠中に異常をきたしやすい身体的、精神的、社会的状態にある妊産婦のことです。

- **バリアフリー**

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営む上で障害となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

- **ひきこもり**

人間関係を取り結ぶことに悩み、学校、社会、知人、そして親からさえも逃避し、人間関係を拒絶している状態のことです。

- **ひとり親家庭**

母子家庭と父子家庭の総称です。

- **病児・病後児保育**

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない乳幼児及び病気の回復期にある乳幼児を保育所等で集団生活ができるようになるまでの間、医療機関に併設された施設で看護師等が一時的に預かるものです。

- **ファミリー・サポート・センター事業**

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

- **フッ化物**

フッ素は必須栄養素の1つであり、また自然（蛍石、石、地中、海水、河川水等）の中に広く分布している元素で、実際には他の元素と結合して「フッ化物」として存在しています。適正量を用いれば、むし歯予防のためのフッ化物応用は有効です。

- **不妊**

妊娠を望んで性生活を送っている男女が2年以上妊娠しない状態のことです。

- **保育**

乳幼児を保護し育てることです。

- **保育所**

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することが出来ない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。なお、都道府県等の認可を受けた施設と認可を受けていない施設があります。

- **保育の必要性の認定**

保護者の申請を受けた市区町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みのことです。

- **放課後児童クラブ**

保護者が昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、学校の空き教室などを利用して、放課後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としたものです。学童保育ともいいます。

- **母子家庭**

母子世帯、単純家族ともいい、母親と未成年の子どもからなる家族です。

- **母子訓練センター**

心身に障がいのある児童が、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練をうける小規模通園施設です。

- **ボランティア**

社会福祉などにおいて、無償性、善意性、自発性に基づいて技術の援助や労力の提供などを行う民間の奉仕者のことです。

ま 行

- **民生・児童委員**

民生委員法及び児童福祉法に基づき、生活に困っている人、高齢者、児童、障がい者、母子・父子家庭などから様々な相談を受け、助言・指導などの援助活動を行います。

- **メディア**

本計画で述べるメディアとは、テレビ、ビデオ、テレビゲーム、携帯用ゲーム、インターネット、携帯電話などを意味します。

や 行

- **幼児**

児童福祉法では、1歳から小学校に就学するまでを幼児としています。

- **幼稚園**

新制度に移行する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園があります。新制度に移行する幼稚園を利用する場合は認定手続きが必要となります（私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きに変更はなく、認定を受ける必要はありません。）。

ら 行

- **療育**

児童福祉法に規定があり、「療」は医療を「育」は保育又は養育を意味するものであり、これらをあわせて行うことをいいます。保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携が必要です。

- **連携施設**

地域型保育事業を利用する保護者の安心感や事業の安定性を確保するため、①保育内容の支援、②卒園後の受け皿の役割を担うことなどを目的に設定される施設のことです。



『子ども・子育て支援新制度シンボルマーク』

いわき市子ども・子育て支援事業計画 (いわき市こどもみらいプラン)

発行年月 平成 27 年 3 月

編集・発行 いわき市保健福祉部子ども・子育て支援室子育て支援課

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

電 話 : 0246-22-7483 F A X : 0246-22-7554

U R L : <http://www.city.iwaki.fukushima.jp/>

